

令和3年10月12日

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

有限会社和光建設 鳳珠郡能登町松波23-30-2

2 指名停止期間

令和3年10月12日から令和3年10月25日まで(2週間)

3 指名停止事由

令和3年9月3日、奥能登土木総合事務所発注の「飯塚 急傾斜地崩壊対策工事(擁壁工)」の伐木作業において、倒木を分割する切断作業を行っていたところ、切断した木の一部が転がり、作業員の右足に衝突し、骨折した。

穴水労働基準監督署は、令和3年10月6日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5023
外 線 076-225-1712